

個人住民税の主な改正

令和3年度に個人住民税の一部が改正になります。多くの皆さんの税額には影響はありませんが、令和2年分の年末調整・確定申告の書類作成が大幅に変わるので、注意してください。

主な改正点

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

- **給与所得控除額を一律10万円引き下げ**
※給与収入が850万円を超える場合、給与所得控除額は195万円です。
- **公的年金等控除額を一律10万円引き下げ**
※公的年金等の収入額が1000万円を超える場合、公的年金等控除額は195万円です。
- **基礎控除の改正**
基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられます。ただし、合計所得金額に応じて控除額が減少します。

改正基礎控除額

前年の合計所得金額	改正後基礎控除額
2400万円以下	43万円
2400万円超～2450万円以下	29万円
2450万円超～2500万円以下	15万円
2500万円超	適用なし

所得金額調整控除の創設

給与収入金額が850万円を超える人は所得金額調整控除が適用されます。

要件(次のいずれかに該当する人)

- 本人が特別障害者である
- 23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

$$(\text{給与等の収入金額} - 850\text{万円}) \times 10\% = \text{控除額}$$

↑
1000万円を超える場合は1000万円

給与と公的年金の所得がある場合、所得金額調整控除が給与所得から控除されます。

$$\text{給与所得} + \text{公的年金等に係る雑所得} - 10\text{万円} = \text{控除額}$$

↑ ↑
それぞれ10万円を超える場合は10万円

個人住民税に関する問い合わせ 市民税課 ☎0276-47-1932
所得税(年末調整、確定申告)に 館林税務署 ☎0276-72-4373
に関する問い合わせ



詳しくはこちら▶

ひとり親控除・寡婦控除の見直し

「ひとり親」控除の創設

婚姻歴や性別にかかわらず「ひとり親控除」(控除額30万円)が、次の全てに該当する場合に適用されます。

- ☑ 総所得金額等が48万円以下の生計を同じくする子を有する
- ☑ 親の合計所得金額が500万円以下
- ☑ 事実婚をしていない

寡婦控除の見直し

従来から所得控除が認められていた寡婦で上記に該当しない人は、合計所得金額500万円以下に限り、引き続き「寡婦控除」(控除額26万円)が適用されます。

扶養親族等の所得要件の変更

要件など	改正後
扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下
ひとり親・寡婦に係る生計を一にする子等の総所得金額等要件	48万円以下

非課税となる基準の変更

要件など	改正後	
均等割が非課税となる合計所得金額要件(非課税となる人)	扶養親族なし	28万円+10万円以下
	扶養親族あり	28万円×(扶養親族の人数+1)+10万円+16万8000円以下
所得割が非課税となる総所得金額等要件(均等割のみ課税される人)	扶養親族なし	35万円+10万円以下
	扶養親族あり	35万円×(扶養親族の人数+1)+10万円+32万円以下
障がい者、未成年、ひとり親・寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下	

Q & A 前年と給与収入・事業所得額が同額で所得控除額などの条件が変わらない場合



Aさん(会社員)

Q 昨年と同じ給与ですが、税制改正で住民税の金額が変わりますか？

A 給与収入が850万円までの人は所得控除に変更がなければ税額に影響はありません。850万円を超えると税額が増える場合があります。



Cさん

Q 扶養の範囲内で働きたいのですが、給与の場合、基準(103万円)は変わりますか？

A 扶養の要件が合計所得48万円以下に改正されますが、給与収入に換算すれば103万円以下で変わりません。



Bさん(個人事業主)

Q 住民税の金額はどのように変わりますか？

A 事業所得(営業・農業)、不動産所得等のみの人(合計所得額が2400万円を超える場合を除く)は減税となる場合があります。



Dさん

Q 「ひとり親」「寡婦」控除はどうすれば適用されますか？

A 該当する人は、勤務先での年末調整または所得税の確定申告などで適用されます。

e-Tax ID・パスワード発行会

e-Tax利用手続きが簡単になりました。国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけで申告ができます。感染拡大防止のためにもe-Taxでの申告書提出に協力ください。

日時・会場

11月10日(火)・11日(水)=市役所本庁舎(2階ラウンジ)

12日(木)・13日(金)=新田庁舎(1階)

午前10時30分～午後3時

持ち物 運転免許証などの本人確認書類

※代理申請はできません。

おすすめポイント

- 自宅で24時間いつでも作成できます
- 税額を自動計算できます
- 会場の混雑を避けられます

※ID・パスワード発行は税務署でも随時受け付けています。

館林税務署・個人課税第一部門

☎0276-72-9507

